㈡　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａ．については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ａ．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

１）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

２）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

３）会社法第２条第15号に規定する社外取締

４）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ．会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ．会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ．組合の理事

ｅ．その他業務を執行する者であって、ａ．からｄ．までに掲げる者に準ずる者

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

㈢　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他㈠又は㈡と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　入札参加グループの構成員の変更等　入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（⑷～⑽に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、海上保安庁と協議を行うこととする。協議の結果、海上保安庁が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

⑶　入札参加者の複数提案の禁止　同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

⑷　入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ア　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　ＰＦＩ法第９条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

ウ　本事業に対応した予決令第72条の資格の認定を受けているものであること。（社会更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定を受けていること。）

エ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ウの再認定を受けた者を除く。）。

オ　一次審査資料の提出の期限日から、開札の日までに、海上保安庁又は海上保安学校長から指名停止措置を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。海上保安庁と締結した契約に関し、契約に違反し、又は入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

カ　事業について、海上保安庁がアドバイザリー業務を委託する株式会社エイト日本技術開発及び株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザリー業務において提携関係にある豊原総合法律事務所又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

㈱「資本関係又は人的関係のある者」とは、２．⑴キ㈠、㈡に同じ。

キ　海上保安学校教育訓練施設整備事業事業者選定審査委員会において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

ク　次の各号のいずれかに該当しない者であること。

㈠　法人でない者。

㈡　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

㈢　役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。

①　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。

②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。

③　拘禁以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者。

④　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。

⑤　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの。

㈣　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。

㈤　その者の親会社等が㈠から㈣のいずれかに該当する法人

⑸　入札参加者を構成する企業のうち、代表企業の参加資格要件　代表企業は、平成27年４月以降にＰＦＩ事業において、選定事業者の代表企業として参画した実績（事業契約の締結に至っている事業を実績として認める）を有していること。

⑹　設計企業の参加資格要件　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、以下㈠～㈣の「分担業務分野」によるものとし、いずれの者においてもアからウの要件を満たすこと。但し、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

㈠　建築分野　平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの。

㈡　構造分野　同上「構造」に係るもの。

㈢　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの。

㈣　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの。

ア　令和７・８年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ　平成27年４月以降に延床面積5,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠～㈤に該当すること）の設計実績を有していること。